

吹田市立岸部中グループホーム GHP 更新修繕 仕様書

1 修繕名

吹田市立岸部中グループホーム GHP 更新修繕

2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 31 日まで

【履行可能時間】 平日午前 9 時～午後 5 時 30 分。

※可能な限り速やかな履行を希望。

※現地視察や履行日は、履行場所と調整のうえ決定すること。

3 履行場所

住所 吹田市岸部中 1 丁目 26 番 1-102 号

名称 吹田市立岸部中グループホーム

連絡先 06-6339-2557 【担当：臼池（うすいけ）】

4 内容

当該施設において、経年劣化しているガスヒートポンプエアコンを更新する修繕。履行場所は別添図面を参照。修繕完了後、修繕完了届、修繕前・後の状態が分かる写真を添付した完了報告書、フロンの回収・充填等を行った場合は、フロン排出抑制法に基づく書面等を提出すること。

各更新機器については、既設機器撤去処分費及び既設室内外機リサイクル費を含み、工事に係る諸経費（交通運搬費、器具損料、交通費等含む）も含むこと。

※機器は同等品可とする。なお、当該施設はアスベストみなし物件として履行すること。

内容	数
1 ガスヒートポンプ更新	
室外機 AWYGP450G1ZD	1 台
室内機 4 方向 AXFP160NA	2 台
室内機 2 方向 AXCP28EA	3 台
標準パネル 4 方向 ACP160EAF	2 台
標準パネル 2 方向 ABCP50CF	3 台
標準リモコン ABRC1G3	3 台
防雪フード前吹き AGFJ560G2	1 台

内容	数
2 空調設備工事費	
配管材料	
冷媒管 6.4φ	6m
冷媒管 9.5φ	4m
冷媒管 12.7φ	8m
冷媒管 15.9φ	4m
冷媒管 28.6φ	2m
ドレン管 25A	10m
ドレン管 30A	4m
同上継手並び支持金具類	1 式
配管工費 部分流用	1 式
機器取付費 リモコン共	1 式
渡り・電源配線費 既設流用	1 式
冷媒回収費	1 式
保温工事費 部分補修	1 式
冷媒 屋外	
ドレン 接続廻り	
搬入・搬出費 室外機・室内機	1 式
架台加工	
ユニック車	
重量工	
天井開口復旧費 部分補修	1 式
ガス配管接続費 部分流用	1 式
耐圧試験費 冷媒	1 式
真空乾燥・冷媒充填費	1 式
試運転調整費	1 式
アスパスト運搬・処分費	1 式
残材運搬並び処分費 有価材相殺	1 式
雑工事費	1 式
現場養生清掃費	1 式
消耗品雑材費	1 式

内容	数
現場雑費	1 式
諸経費（スポットクーラー等必要な場合の代替機器費も含む）	1 式

※機器の入れ替えに伴い、空調機器が完全に停止する期間については、外気温が 28 度を上回る場合は冷房器具等を設置するなどし、適切な温度を保てるよう代替措置を行うこと。

5 一般事項

- (1) 履行場所や修繕箇所に関し疑義がある場合は、必ず現地見学を行うこと。
その際、見学日時については、事前に施設担当者と調整すること。
【施設担当者】 臼池（うすいけ）06－6339-2557
【見学可能期間】 入札日前日まで、平日午前 9 時～午後 5 時 30 分
- (2) 本修繕は、本仕様書により行い、記載されていない事項はすべて共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部制定）最新版によるものとする。
- (3) 搬入路は、監督員と十分な打ち合わせを行い、良好な維持管理を行うこと。なお、良好な維持管理、復旧に要する費用は一切請負者の負担とする。
- (4) 既設建物（設備）と本業務との取り合い、納まり等図示なき部分も遺漏なき様施工のこと。本業務によって支障が生じる場合は監督員の指示により養生または移設し現状復旧のこと。遅滞なく行い、これに要した費用はすべて請負者の負担とする。
- (5) 業務の再委託について
 - ア 委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
 - イ ただし、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
 - ウ 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。
 - エ 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第 176 条の 3 各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- (6) 本施設は市営住宅の一階にあるため、工事にあたっては近隣住民等に配慮し、必要に応じて工事期間等の周知、対応を行うこと。

- (7) 本修繕に起因し法令等に基づき必要となる官公署等への手続き（各種資料の作成等の一切の事務を含む）がある場合は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。